

経営会議の内容

件名	大和市心身障害者医療費助成条例の一部改正について
所管部	健康福祉部
日時・場所	平成24年2月16日(木) 9:00～9:50 政策会議室
出席者	市長、副市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、障がい福祉課長
提出理由	大和市心身障害者医療費助成条例の一部改正を行うにあたり、その内容について了承を得たいため
会議経過	<p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の県における見直しの方向性について、各市の対応や、今後の県との協議の状況は、どの様になっているのか。また、将来的に県では精神障がい者の入院に対して対象を拡げていくことを予定しているのか。 (所管部) 県央地域における関係課会議においては、概ね、各市前向きに検討していると聞いている。また、この制度の今後の方向性について、県と県内11市町との検討会で協議していくこととなっており、精神障がい者の入院についても、そこで議論されていくことになると思われる。 ・ あらたに人工透析が必要となった方や、既に助成を受けている患者に対しては、どの様に周知を図っていくこととしているのか。また、これまで、県に対して所得制限の撤廃を求めてきた経緯については、どの様に説明するのか。 (所管部) 条例改正案の成立後、関係団体などには直接説明に行く予定である。また、所得制限の導入についても、財政状況の厳しい中で精神障がい者にまで対象を拡大することを説明し、理解を求めていくことになる。 ・ 特定疾病療養制度と自立支援医療制度の利用にあたっては、どちらの制度を誰が選択することになるのか。 (所管部) 原則的には、利用者本人がいずれかの制度を選ぶこととなるが、疾病の種類によっては、自立支援医療制度しか適用にならないものもある。 ・ 特定疾病療養制度や、自立支援法に基づく自立支援医療制度など、他の制度を利用することが可能な中で、条例に基づき重度障がい者医療制度を堅持していくことの意義について、今後、再検証する必要がある。
会議結果	案のとおり、進めていく。